



～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報



第9号
2022. 1. 25

知人や友人からの誘いでも 契約は慎重に！



©KANAGAWA2013

事例

知人から「3万円の美容液とサプリメントのセットが2万円で買える」と誘われた。マルチ商法のようなので、会員にはならないと伝えたくて商品だけ注文した。申込手続きは知人がスマホで行い、クレジットカードで決済した。

後日、自宅に商品が届いたが、確認するとクレジットカードの請求額が3万円で、マルチ組織の会員登録もされていた。

知人に言う「差額の1万円を振込で支払う」と言われたが、支払われないまま連絡がとれなくなった。（20代女性）

一言アドバイス



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえ子さん」

- 他人に商品を紹介し購入につながればマージンが得られると誘う、いわゆるマルチ商法のトラップと考えられます。
- 友人や知人からの誘いは断りにくいものですが、断る勇気も必要です。マルチ商法は、時には人間関係を壊すことになりかねません。
- 安易にクレジットカードで決済したり、借金したりしてまで契約しないようにしましょう。

- サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」

